

## 水道メーターの検針について

### 検針について

検針は、これまで同様、原則として隔月（2カ月に1回）に行います。  
なお、検針は、その月の1日から15日までにいき、検針と同時に納入通知書（納付書）等を発行し、ポストなどに投函させていただきます。

※コンビニ、金融機関等の窓口でお支払いいただいている方につきましては、検針と同時に検針票（お知らせ）と納入通知書（納付書）を投函いたしますので、その納入通知書（納付書）をお持ちいただき各窓口にてお支払いください。（口座払いの方は、検針票（お知らせ）と前回分の口座振替済通知書が投函されます。）

※給水場所と納入通知書（納付書）の送付先が異なる方につきましては、検針時に検針票（お知らせ）のみ現地に投函し、後日、納入通知書（納付書）を郵送いたします。

#### 《検針時に発行される検針票等（見本）》

- ◎ [口座振替でお支払いいただいている方](#)
- ◎ [コンビニ、金融機関等窓口でお支払いいただいている方](#)
- ◎ [給水場所と納入通知書（納付書）の送付先が異なる方](#)

### 旧鳩ヶ谷市地区における検針地区

検針は地区により偶数月・奇数月に分かれておりますが、旧鳩ヶ谷市での区分けを従来通り引き継ぎます。

奇数月の検針地区	桜町、鳩ヶ谷本町、東・西公団、大字里、坂下町1～3丁目、坂下町4丁目の1、2、5番地
偶数月の検針地区	上記以外の坂下町4丁目、大字辻、南鳩ヶ谷、鳩ヶ谷緑町、大字前田、三ツ和、八幡木

## 検針員について

川口市水道局では、検針から収納等に係るすべての業務を第一環境株式会社（本社東京）に、包括的に委託をしています。

検針業務につきましては、同社の従業員（検針員）が行います。なお、検針にあたっては、同社が発行する社員証及び川口市水道局が発行する身分証明書を必ず携行することになっております。